

第 100 号議案

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

豊後大野市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬の額を改定したい
ので、この案を提出するものである。

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「379,000 円」を「400,000 円」に改め、同表副議長の項中「340,000 円」を「360,000 円」に改め、同表議員の項中「321,000 円」を「340,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 24 日から施行する。